

50th
ANNIVERSARY

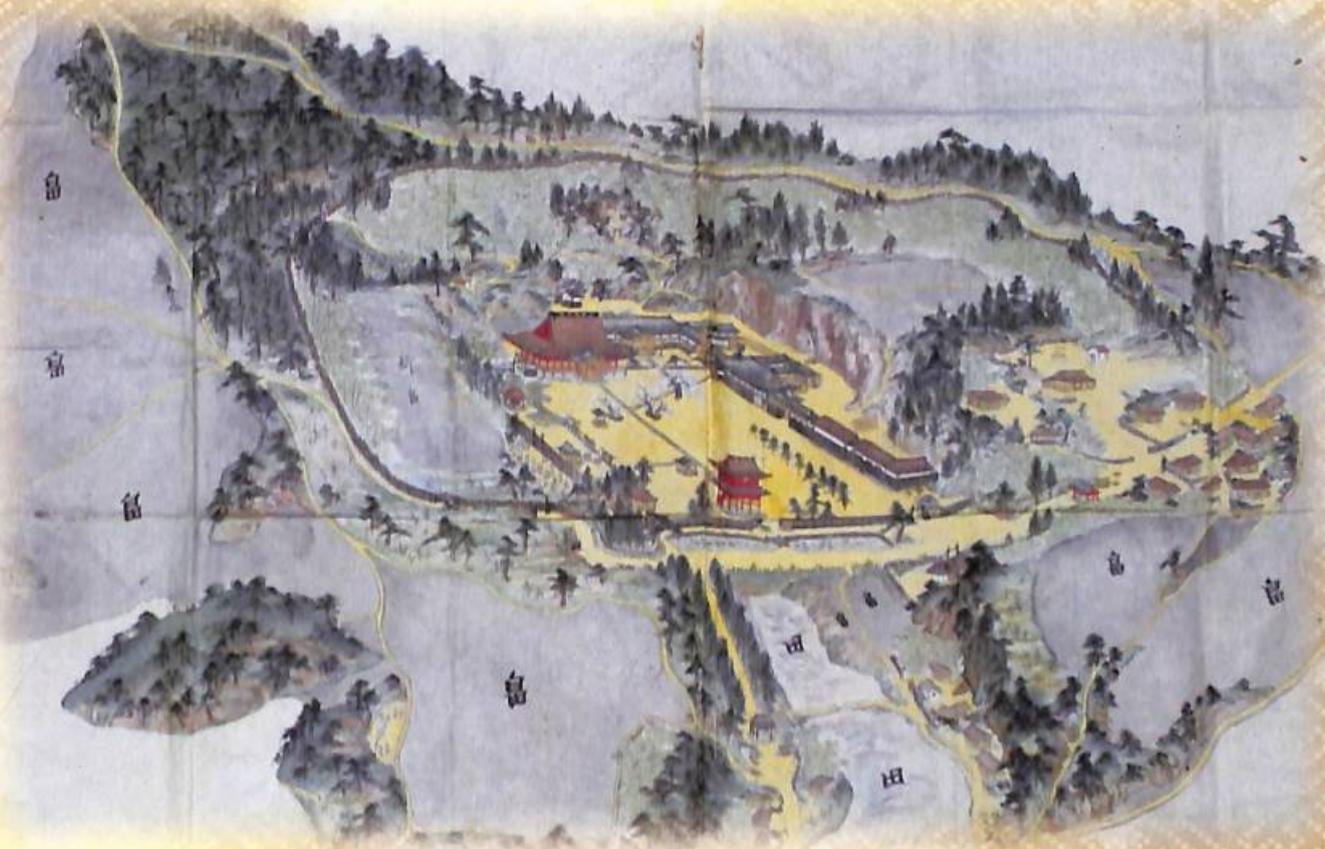
かわらないもの、かわってゆくこと。

平成25年度
淑徳大学アーカイブズ
特別展

大巖寺と生実郷

DAIGANJI

OYUMIGO



龍潭山総絵図・部分(大巖寺所蔵)

〈平成25年度 淑徳大学アーカイブズ特別展 図録〉

大巖寺と生実郷

2013

ごあいさつ

「大巖寺と生実郷」展の開催にあたって

淑徳大学は昭和40年(1965)、仏教者・教育者・社会事業家として知られる長谷川良信によって、わが国で4番目の社会福祉系大学として設立されました。開設当初の淑徳大学は、社会福祉学部社会福祉学科のみの単科大学でしたが、現在では3キャンパス(千葉・千葉第2・埼玉)に6学部13学科(来年にはさらに東京キャンパス1学部2学科がこれに加わります)となり、2年後の平成27年(2015)には創立50周年を迎えます。

淑徳大学が位置している千葉市中央区大巖寺町は、江戸時代は浄土宗龍澤山玄忠院大巖寺の寺領で、淑徳大学はこの大巖寺の敷地内に設けられました。大巖寺は戦国時代の天文20年(1551)に、当時この地域を領有していた生実城主原胤榮の後ろ盾を得て、道誉貞把(じょうは・ていはともいう)上人が創建しました。また、豊臣秀吉の小田原攻めの折、第2世安誉上人は徳川家康との関係を強めていきました。

江戸時代になると、大巖寺は幕府から100石の朱印地を与えられ、また浄土宗の関東十八檀林(学問所)の一つとして発展しました。大巖寺領は「生実郷」と呼ばれる一つのまとまりを形成し、それは「大巖寺町」として現在にまで至ります。このように、「大巖寺領=生実郷=大巖寺町」という戦国時代以来の歴史を持つこの地に誕生した淑徳大学は、檀林(梅檀林)たる大巖寺の歴史をふまえた存在といえます。

淑徳大学アーカイブズでは、大学創立50周年を2年後に迎えるにあたり、このような淑徳大学と大巖寺町の歴史について、3年にわたるシリーズ展示を企画、今年度は「大巖寺と生実郷」と題し、主に江戸時代を中心とした展示を開催することとしました。来年度は明治から昭和にいたる大巖寺町の歴史を取り上げ、淑徳大学50周年にあたる平成27年度は、淑徳大学50年のあゆみを振り返る展示を計画しています。

これらの展示を通して大巖寺・大巖寺町そして淑徳大学をめぐる歴史について再認識いただければ幸いです。

平成25年11月

淑徳大学アーカイブズ

所長 長谷川 匡俊

〈平成25年度淑徳大学アーカイブズ特別展〉

大巖寺と生実郷

会 期：平成25年11月3日～平成26年5月30日(10:00～16:00)
(土日・祝日を除く。入試等による臨時の閉室日はホームページよりご確認ください)

会 場：淑徳大学 千葉キャンパス(千葉市中央区大巖寺町200)
淑水記念館3階 淑徳大学アーカイブズ展示室1

問合せ先：淑徳大学アーカイブズ
TEL 043-265-7526
E-mail archives@soc.shukutoku.ac.jp
Homepage <http://www.shukutoku.ac.jp/archives/>

目次

ごあいさつ	長谷川 匡 俊 3
第1章 大巖寺の創建	5
第2章 徳川家康と大巖寺	9
第3章 大巖寺の諸相	13
①大巖寺と末寺	13
②檀林大巖寺	14
③大巖寺住職の書蹟	18
④鶴の森	20
第4章 生実郷の人びと	21
第5章 大巖寺と周辺の村むら	26
第6章 描かれた大巖寺と生実郷	30
参考文献	32
協力者	32

第1章 大巖寺の創建

大巖寺開山道誉貞把（じょうは・ていはともいう）は、永正12年（1515）に和泉国日根郡鳥取庄（大阪府阪南市）に生まれた。13歳で出家し、享禄4年（1531）17歳の時に関東に下向、江戸増上寺や飯沼弘経寺（茨城県常総市）で修行した。いったん故郷に戻った道誉であるが、彼の説法は訥々として聞きづらかったため、聴衆の中には落胆し嘲笑するものもあったという。

このため道誉は再び修行を積むべく関東に向かったが、旅の途中靈験あらたかであることを頼んで成田不動尊に詣で、参籠堂で21日間（100日間とも伝える）の断食修行を行った。するとその結願の夜、疲れて仮眠していた道誉の前に不動明王が右手に利剣を、左手に錆びた剣を持って現れ、もし志願を達したいと思うなら剣を呑み込みなさい。この二つのうちどちらの剣にするかと告げた。道誉が利剣を選ぶと不動明王は利剣を振って道誉の喉を突くと、道誉はそのまま気絶した。翌朝一人の僧が参籠堂の前を通りかかると、堂の中に衣を血で染めて倒れている道誉を発見し、急いで介抱した。道誉から事情を聞いて檀上の本尊を仰ぐと、その剣には血が付いていたという。

これを機に道誉は生まれ変わったように聡明となり、また弁舌もさわやかで、道誉の説法を聞いたものは誰も深い感銘を受けるようになった。

その後道誉は再び飯沼弘経寺で修行を続け、天文15年（1546）32歳の時に布薩大戒を受けて諸国行脚の旅に出、生実の地に差しかかると古堂を見つけて滞在し説法を行った。道誉の説法はじきに評判となるが、ある時「龍が澤」と呼ばれる沼地に赴き、その水辺で念仏三昧に入っていると、水底から阿弥陀仏が金の光を放って現れ、道誉に浄土の秘法を伝えた。それから数日後、道誉が同じ場所で念仏を唱えていると水中から龍女が現れ、自分は数千年この地にいるが、いまだ阿弥陀仏が金の光を放って現れるという奇事を見たことがない。ぜひ大悲をもって自分に浄土の妙法を授けてほしいと道誉に願った。

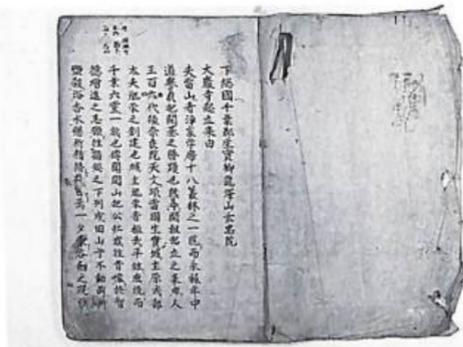
道誉はこの願いに応じ、龍女に龍澤善女の法号を授けた。龍女はこれを喜び、自分を苦界から救い出してくれた慈恩は大きいので謝礼をしたいと申し出た。道誉はこれに対し、この付近に法場を創設したいという宿願を伝えると、龍女は小池を残して自分の残軀をこの地に留めるならば必ず将来の外護者となることを約束したという。



写真1 開山道誉上人座像（大巖寺所蔵）



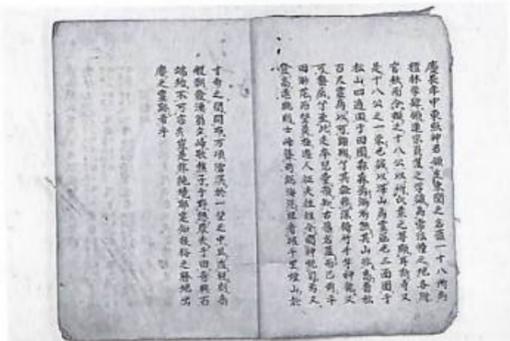
(2)



(1)



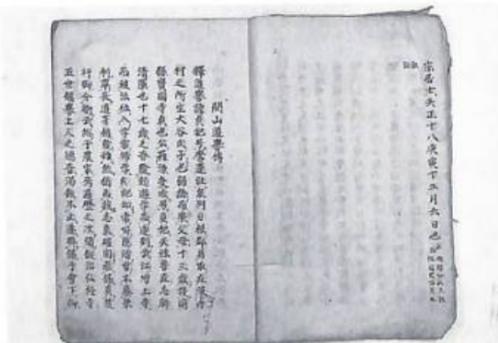
(3)



(4)



(5)



(6)

写真2 宝永5年(1708)「大巖寺起立来由並歴代住職伝」(大巖寺所蔵)



写真3 生実城主原胤栄夫人座像(大巖寺所蔵)

道誉が生実周辺で説法をしていたころ生実城主であったのは原胤栄である。原氏は千葉六党の一族といわれ、その元祖は宗家千葉氏第15代満胤の嫡孫原四郎胤高(隆)である。胤栄は胤高5代の孫胤清(胤貞)の嫡男として、天文20年(1551)に生まれた。元亀年間(1570~1573)初めに胤清の跡を継いで生実城主となるが、天正2年(1574)に原氏のもう一つの居城である臼井城(現佐倉市)に移った。

胤栄の夫人は万里谷の武田氏の息女であったが、その美しさの故に他から妬まれることも多く、その影響からか発病してしまう。近郷の医師や僧侶たちの祈願も効果がなく悩んでいた折、生実・寒川近辺で説法を行っていた道誉のことを聞きつけ、招請して夫人の病気の回復にあたらせることとした。

道誉は夫人に対して念仏の法要を説き、懺悔を教えると、夫人も道誉に対する尊崇の念を強め、次第に病患も癒えてついに病は回復した。これを喜んだ夫人は胤栄に頼んで道誉に開寺の話を持ちかけ、大巖寺を創建して寺領70貫を寄進した。

写真4は、天正5年(1577)に原胤栄が大巖寺に対して、寄進した寺領を保証したものである。

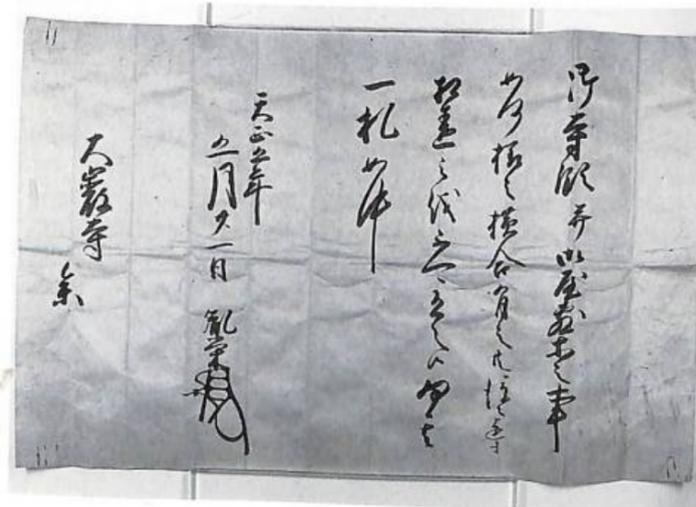


写真4 天正5年(1577)「原胤栄寺領安堵状」(大巖寺所蔵)

御寺領并御屋敷等之事
如何様之横合有之共、後々迄も
相違之儀不可有之候、為其一
札如件

天正五年

五月廿一日 胤栄(花押)

大巖寺 参

写真5は、大巖寺第2世の安譽によって天正16年（1588）正月29日に定められた、大巖寺「結衆」すなわち大巖寺で修行をする僧侶たちに対する規則である。「行儀」を守ることや行動制限など、厳しい規制を読み取ることができる。なお、これらの規則に違反した者は「結衆」の集団から排除することとしている。

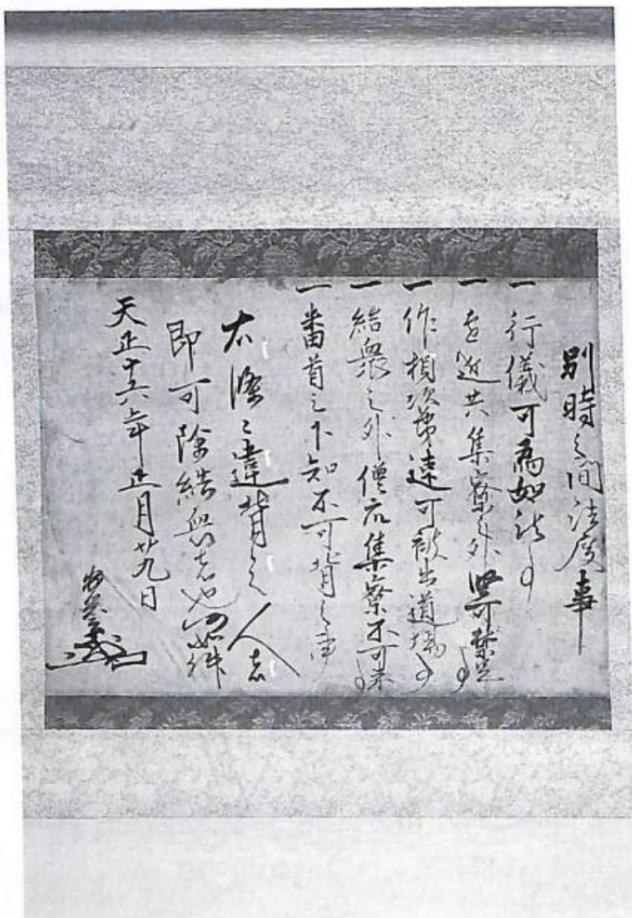


写真5 天正16年（1588）「別時之間法度」(大巖寺所蔵)

別時之間法度事
 一行儀可為如法事
 一遠近共集寮之外堅可禁足事
 一作相次第速可被出道場事
 一結衆之外僧衆集寮不可来事
 一番首之下知不可背之事
 右条々違背之人者
 即可除結衆者也、仍如件
 天正十六年正月廿九日
 安譽(花押)



写真6 大巖寺本堂

第2章 徳川家康と大巖寺

大巖寺には、江戸幕府を開いた徳川家康との関係を示す資料が伝えられている。写真7は、天正18年（1590）5月23日に小田原で北条氏を包囲していた家康が、大巖寺第2世安譽から贈られた「芳翰并一折」(手紙と見舞いの品)に対して送った礼状である。この時生実城主原氏は千葉氏一族とともに北条氏に呼応して小田原城にあり、安譽から出城の勧告を受けるがこれを拒否していた。安譽はこれより先の5月19日に、家康の重臣酒井家次に対して原氏と大巖寺の安寧を、当時房総方面の総大將的な立場にあった家康に執り成すよう依頼しており、これに対して家康は原氏が投降すれば大巖寺に庇護を与えることを約束したという。ここに大巖寺を守るための安譽の動きをみることができる。



写真7 天正18年（1590）「大巖寺宛徳川家康書状」
 (大巖寺所蔵)

就当表出陣
 芳翰并一折
 到来、遠路殊
 怡悦候、委細
 御使僧可有
 演説候、恐々謹言
 (天正十八年)
 五月廿三日
 大巖寺
 家康(花押)

写真8は、当時豊臣秀吉の武將として生実を攻略し、周辺地域の守備の任にあった市橋兵吉長勝(長勝の子との説もある)に対し、家康が大巖寺は自分たちの「本寺」同様であるとして、その保護を依頼した書状である。なお、文中の西尾小左衛門尉とは、本能寺の変の際に伊賀越えの家康を護衛した西尾吉次のことである。



写真8 天正18年（1590）「市橋兵吉宛徳川家康書状」
 (大巖寺所蔵)

其地御在番御
 辛勞察入候、
 仍大巖寺之儀
 於田舎我等本寺之
 事候間、諸事
 御心付頼入候、
 委細西尾小左衛門尉
 可申候間、不能詳候、恐々
 謹言
 (天正十八年)
 五月廿五日
 (市)
 一橋兵吉殿
 家康(花押)

大巖寺の創建に深くかかわった生実城主原氏は、豊臣秀吉の小田原攻めで敗北し一族とともに没落した（原胤栄については天正17年死亡との説あり）。大巖寺はそれまで原氏から70貫の寺領を受けていたが、写真9にあるように、天正18年7月28日に家康からあらためて「先規の如く」寺領と屋敷を与えられた。この天正18年の大巖寺の寺領安堵状は、関東で最も古い家康の寺領安堵状で、家康が正式に関東への転封を命じられた7月13日からわずか15日後に出されている。

なお、写真10は徳川家康から拝領したとされる銀茶碗で、写真11は銀茶碗を納めていた箱である。薄くて読みにくいですが、箱書きには「三世雄尊靈巖上人 従神君様拝領銀茶碗貳個 什宝檀林大巖寺」とある。



写真9 天正18年（1590）「徳川家康寺領安堵状」
（大巖寺所蔵）

下総国生実大巖寺
々領并屋敷等事
右如先規之領掌不可有
相違者也、仍如件
天正十八年
七月廿八日
大巖寺
(徳川家康)
(花押)



写真10 徳川家康より拝領の銀茶碗（大巖寺所蔵）



写真11 銀茶碗の箱（大巖寺所蔵）

天正18年8月朔日江戸に入った家康は、江戸の町の整備を行うとともに、順次家臣たちへの所領配分を行っていった。写真12は「大十兵衛」すなわち家康の側近で代官頭の大久保長安と、「原さ左衛門尉」すなわちやはり家康の家臣で長安とともに在地の支配を担当していた原田種雄の2名が作成した大巖寺領の目録である。このうち「千葉」は千葉郷あるいは千葉庄のうちと考えられるがはっきりとはわからない。「かも」も不明であるが、市原郡加茂村（現市原市）の可能性もあるとされている。「森」は大巖寺町に比定され、とすればこれら合計18貫300文の寺領は、一ヶ所にまとまっていたのではなく、大巖寺周辺に散在していたことがうかがえる（平野明夫「徳川家康の関東入国と長林寺」）。こういった寺領の状況に変化が起こるのは、第4章で取り上げる翌天正19年に行われた検地によってであった。

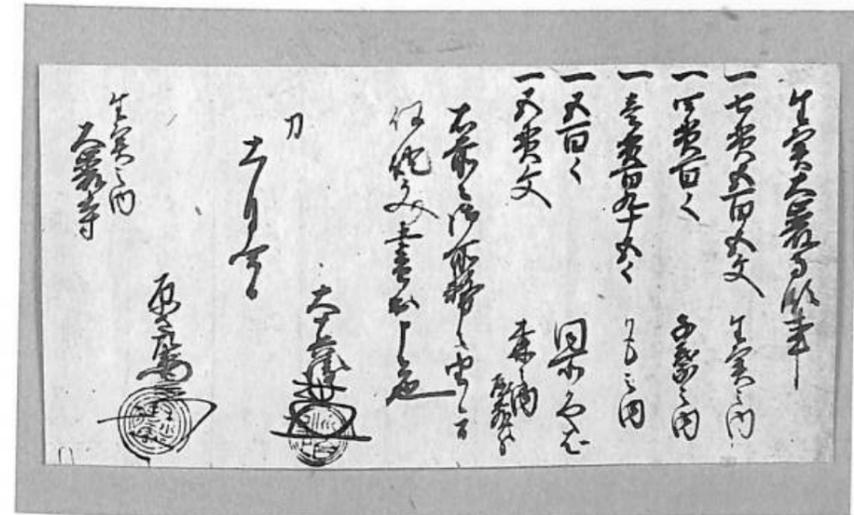


写真12 天正18年（1590）「大巖寺領目録」（大巖寺所蔵）

生実大巖寺領事
一七貫五百五文
一四貫百文
一壹貫百九十五文
一五百文
一五貫文
右前々御所務之由候間、
任証文書出申者也
(天正十八年)
寅十一月四日
生実之内
大巖寺
生実之内
千葉之内
かも之内
同所かやば
森之内
屋敷分
(大久保長安)
大十兵衛(花押) 印
(原田種雄)
原さ左衛門尉(花押) 印

江戸に入った家康は、このような準備をふまえて家臣への所領配分を進めるとともに、寺社に対しても所領の寄進を行った。とくに天正19年（1590）11月には関東の200に及ぶ寺社に寄進状が出されており、大巖寺もこの時に100石の「朱印地」の寄進を受けた。なお、「朱印地」とは、江戸時代に幕府が朱印状（朱印を押した文書）によって寺社の領地を保証した土地のことで、領地内の年貢は免除され、収益は寺社の経営の費用等に充てられた。写真13は寛永13年（1636）11月9日に江戸幕府第3代将軍徳川家光が与えた領知朱印状の写しで、写真14は文化13年（1816）に大巖寺第38世昭誉が寄附した朱印状を納めた箱、写真15は家康や幕府から受納した判物（差出人の花押が付された文章）や朱印状等の記録である。



写真13 寛永13年（1636）「領地朱印状写」（大巖寺所蔵）

当寺領下総国千葉郡
生実郷之内百石事、任
天正十九年十一月、元和三年
三月廿七日両先判之旨、永
不可有相違之状如件

寛永十三年十一月九日御朱印
大巖寺

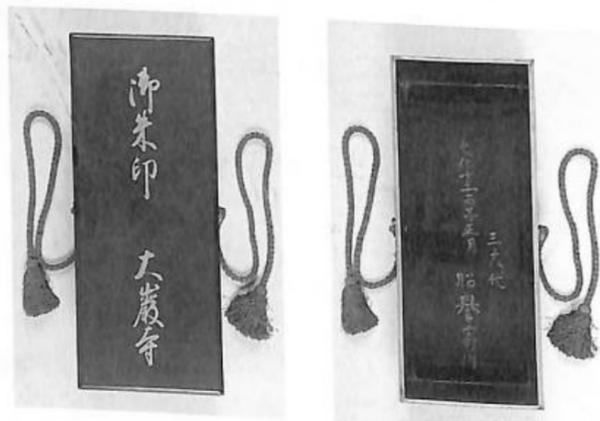


写真14 朱印状を納めた箱（大巖寺所蔵）



写真15 「龍澤山御判物并御朱印諸記録渡方帳」（大巖寺所蔵）

第3章 大巖寺の諸相

①大巖寺と末寺

江戸幕府は、仏教教団を統制するため、各宗派ごとに寺院を「本山」と「末寺」に編成させた。これを「本末制度」といい、寛永8年（1631）に新寺の創建を禁止し、翌年各本山に「末寺帳」の提出を命じた。大巖寺は図1にあるように、現在の千葉県内に合計43の末寺・孫末寺を従えていた。図は増上寺所蔵で元禄年間に著わされた『浄土宗由緒書』をもとに作成し、▲はその他の資料で補足している。また、寺院名の下の（ ）内は郡名の頭文字を表している。なお、写真16の延享3年（1746）の「末寺帳」には、42寺が書き上げられており、その規模は県下で最大であった。

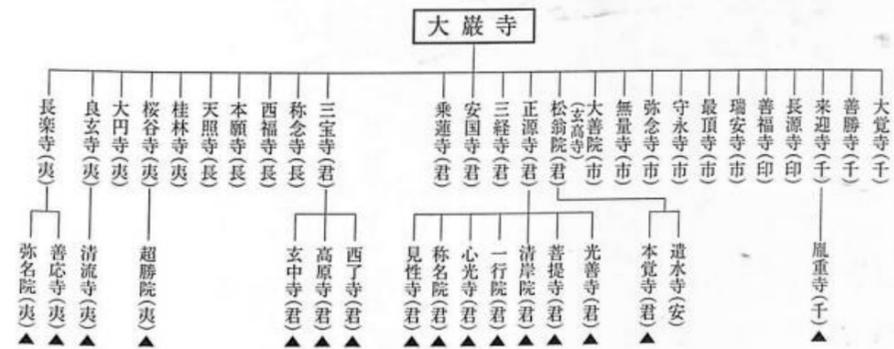


図1 大巖寺本末関係図（長谷川匡俊『大巖寺史話』より）

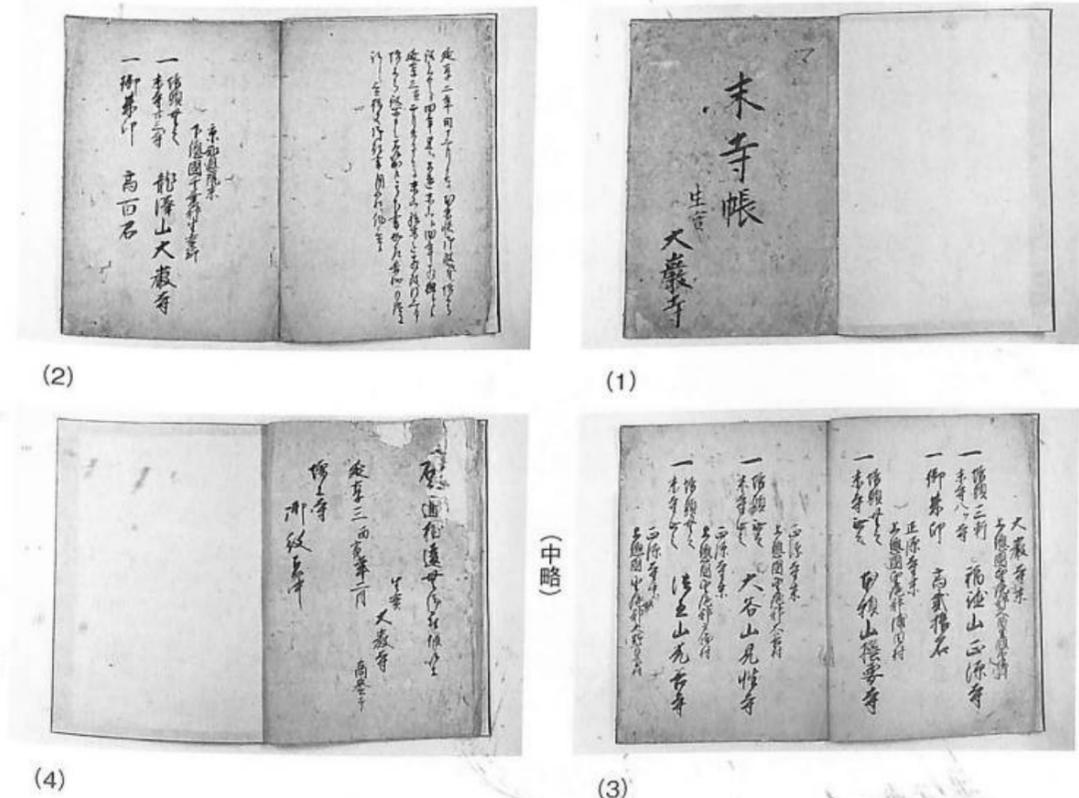


写真16 延享3年（1746）「龍澤山末寺帳」（大巖寺所蔵）

ところで、江戸時代の寺院の収入には、大きく分けると年貢、末寺等からの上納金、檀家からの礼物(金)、法事料、供物料などがあるが、寺院が行っていた金融活動による収入も大きな部分を占めていた。これは寺院の諸堂宇を修復するための資金である「祠堂金」を貸し付けというもので、大巖寺でも祠堂金の貸し付けは頻繁に行われていた。写真17は、大巖寺の末寺称念寺(現千葉県長南町)が天保6年(1835)に大坂で秘仏の開帳を行った際に大巖寺から借用した祠堂金の返済について、米60俵分の代金で支払うことになっていたところ、この時期に発生したいわゆる「天保の飢饉」といわれる大凶作の影響で返済が難しくなってしまったため、今年は30両のみの返済で勘弁してほしいと願っている資料である。

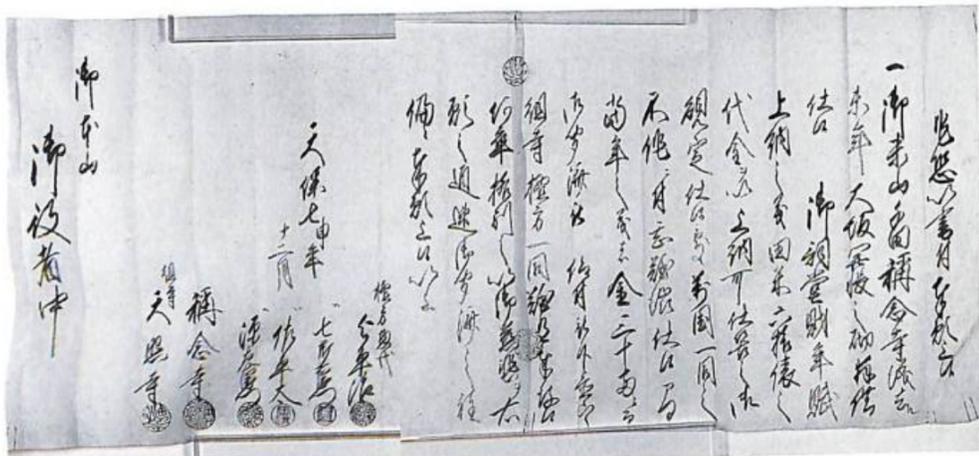


写真17 天保7年(1836)「祠堂金返済につき願書」(大巖寺所蔵)

②檀林大巖寺

大巖寺の開山道譽は弘治元年(1555)に増上寺第9世となり、師が弟子に法を授ける伝法において特に「道譽流伝法」を制定する等高僧として名をとどめた。また、家康との関係を通して大巖寺の発展の基礎を築いた第2世安譽や、知恩院第32世となった第3世雄譽、布教の名人と謳われた第4世源譽らが住職を務めたことにより、大巖寺には多くの人々が訪れるようになり、諸堂伽藍も整備されていった。

そのような背景のもと、大巖寺は寛永年間に浄土宗関東十八檀林の一つに指定された。「檀林」とは「^{せんだん}梅檀林」ともいい、僧侶志願者が学問修行をする場のことを指す。いわば僧侶の養成機関で、浄土宗の僧侶になろうとする者はこれらの檀林で勉学修行しなければならなかった。十八檀林は、江戸の5檀林と江戸以外の地方の13檀林に分かれていたが、江戸が発展するにつれて、江戸の檀林での修行を希望する者が増え、大巖寺など地方の檀林は徐々に衰退していく傾向にあった。大巖寺では、修行者が寄宿する学寮の数が江戸時代以前には40程度を数えていたというが、江戸時代に入り十八檀林に指定されて以降の宝永5年(1708)には20となり、享保16年(1731)の火災で諸堂を全焼したことによって打撃を受け、宝暦年間(1751~1764)になるとわずか4学寮を数えるのみとなってしまった。写真39・40(P30)の絵図を見ると、三門を入った右側に学寮が並んでいる様子を見ることができる。

檀林へ入寺するには、15歳になり身体に障害がなく、浄土三部経を誦読でき、浄土宗の僧侶の弟子であることが条件であった。入寺にあたっては一定の選考があり、入寺が許可されると写真18にあるように、「入寺帳」に名前が記載されて修行生活が始まることになる。江戸時代後期の大巖寺では、年平均入寺者数は9名程度であり、入寺者の平均在寮年数がだいたい5~6年とすると、大巖寺全体の在寮者は50名前後であったと考えられる。

なお、檀林を退寺する場合は入寺帳の名前を削除する書き込みをし、これを「消帳」といった。退寺の理由は、寺院の住職となって退寺する「成就消帳」、病気のために退寺する「病身消帳」、死亡による「命終消帳」、さまざまな事情から本人の意思によって退寺する「辞山消帳」、法規に背くなどの行為によって寮主より退寺させられる「不見届消帳」、他の檀林に転籍する「隨身消帳」などいくつかの種類があるが、表1(P16)によれば大巖寺では「成就消帳」は少なく「隨身消帳」が多かった。これは住職になることが難しかったこととともに、大巖寺檀林から他の檀林への転籍がよく行われていたことを示している。また、「病身消帳」や「命終消帳」も多く、檀林での修学条件や生活環境の問題も大きかったことがうかがわれる(長谷川匡俊「大巖寺史話」)。

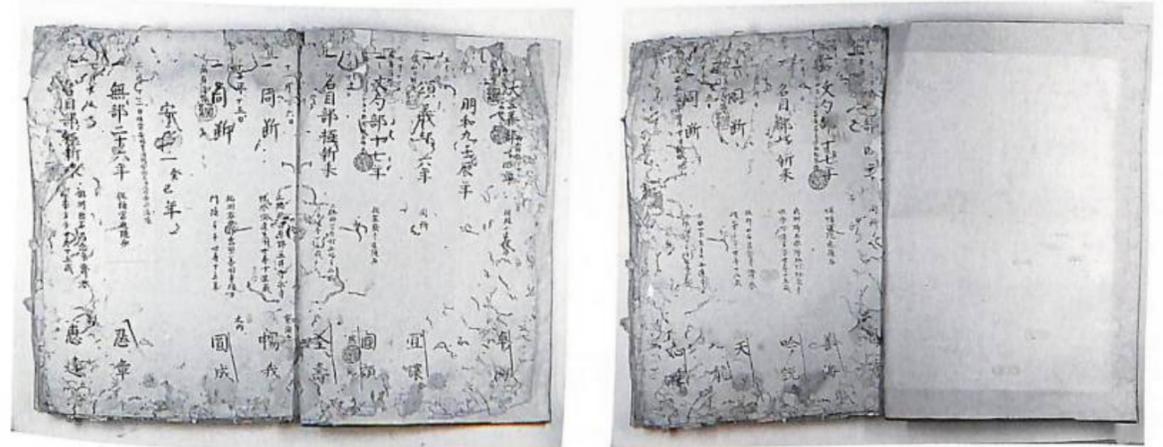


写真18 明和8年(1771)~天明7年(1787)「龍澤山入寺帳」(大巖寺所蔵)

表1 大巖寺消帳者一覧表 (長谷川匡俊「大巖寺史話」より)

(大巖寺文書第二巻所収『龍澤山入寺帳』より集計) ※年月日が記入されているもののみの数である。なお (+) は年月日の記入なく単に……消帳と記されているものの数。

年代	消帳者																									
	一五 (一八二八)	一四 (一八二七)	一三 (一八二六)	一二 (一八二五)	一一 (一八二四)	一〇 (一八二三)	九 (一八二二)	八 (一八二一)	七 (一八二〇)	六 (一八一九)	文化五 (一八〇八)	七 (一七八七)	五 (一七八五)	四 (一七八四)	天明三 (一七八三)	九 (一七八〇)	八 (一七七九)	七 (一七七八)	六 (一七七七)	五 (一七七六)	四 (一七七五)	三 (一七七四)	安永二 (一七七三)	九 (一七七二)	明和八 (一七七二)	
			4			5	5									1		1	5							
		24	1		2	19		1													1					
	1				1	1		2											1	1				1	1	
						1		5		1																
															1									1		
		1			1		2								1											
																				1						
	1		29	1	1	10	24	9	1	1					2	1		1	6	2	1	1		2	1	
総計	一五 (一八四四)	一四 (一八四三)	一三 (一八四二)	一二 (一八四一)	一一 (一八四〇)	一〇 (一八三九)	九 (一八三八)	八 (一八三七)	六 (一八三五)	五 (一八三四)	四 (一八三三)	三 (一八三二)	二 (一八三一)	天保一 (一八三〇)	一一 (一八二八)	一〇 (一八二七)	九 (一八二六)	八 (一八二五)	七 (一八二四)	六 (一八二三)	五 (一八二二)	四 (一八二一)	三 (一八二〇)	文政二 (一八一九)		
	30 (+2)				4	2								1											2	
	94 (+1)				1	2	2			11						5	24									
	31 (+6)	1	1		2	1	6	4		1	2							1					1		1	
	22 (+23)			2	3	4								1	1		1					1	1			
	2																									
	10					3								1												
	1																									
	189 (+32)	1	1	2	5	6	13	8	2	1	13	2	2			6	25			2	1		2		3	

檀林での教育課程は、「名目」「頌義」「選択」「小玄義」「大玄義」「文句」「礼讃」「論」「無」の9部があり、浄土宗学を体系的に学んだ。草創期の大巖寺檀林は第4世源譽随流の代、勉学のために「大巖寺版」とよばれる木活字の書籍が出版されるほど隆盛をきわめた。



写真19 慶長16年(1611)大巖寺版「法事讃記」(大巖寺所蔵)



写真20 慶長18年(1613)大巖寺版「浄土宗要集」(大巖寺所蔵)

③大巖寺住職の書蹟

大巖寺には、歴代の住職らが残した名号や書画の類が多数残されているが、ここではそのうちいくつかを紹介する。



写真21 開山道誉上人直筆名号 (大巖寺所蔵)



写真22 第2世安誉上人直筆「一円相」 (大巖寺所蔵)

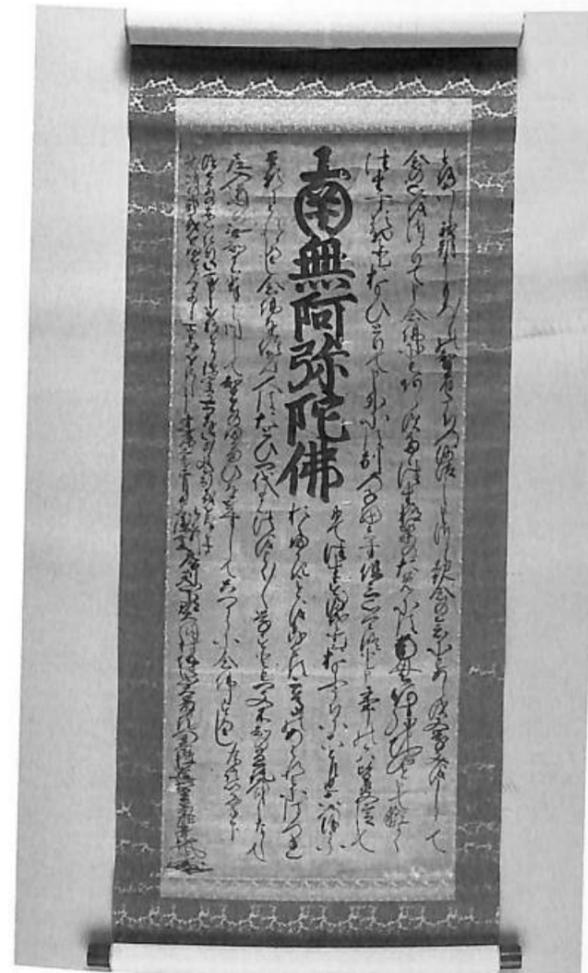


写真23 第3世雄誉上人直筆一枚起請文 (大巖寺所蔵)

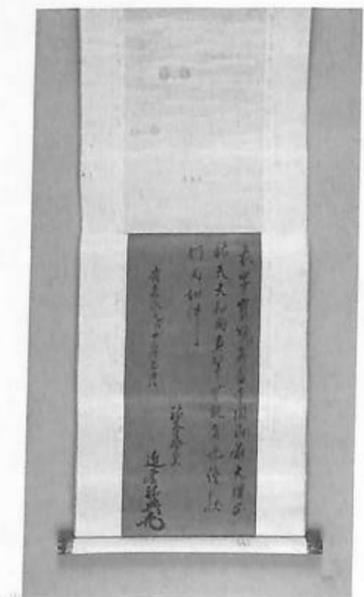


写真24 第15世祐天上人直筆名号 (大巖寺所蔵)

④ 鶉の森

大巖寺の寺域には、昔より鶉（川鶉）や鶯などの鳥が群れをなして生息しており、そのことから「鶉の森」という地名も生まれた。その昔、大巖寺周辺では「魚は山へ、薪は浜へ」という言葉があった。「薪は浜へ」は浜で流木を取ることで、「魚は山へ」とは魚を獲った鶉が鶉の森に戻り、何かのはずみで鶉呑みにした魚を落とし、それを拾うことを意味していた。魚を捕るには「山」すなわち鶉の森に行けばよく、鶉の森はまた「魚降り林」とも呼ばれていた。

しかし、周辺の工業開発や都市化の影響で鶉は年々その数を減少させ、ついに昭和47年（1972）この地から姿を消した。



写真25 鶉の森旧景（大巖寺提供）

第4章 生実郷の人びと

第2章で述べたように、大巖寺は天正19年（1591）11月に100石の「朱印地」の寄進を受けたが、これに先立つ7月、徳川氏は大巖寺領の「検地」を実施した。「検地」とは、農民が所持する土地の測量調査のことで、土地の所持者や広さ、生産高等が調べられた。検地の結果を記録したのが「検地帳（水帳）」で、大巖寺領でも写真26のような検地帳が作られた。それによると大巖寺領の石高は108石9斗8升6合で、これは大巖寺の朱印高100石と符合する。徳川氏はこの検地をもとに大巖寺の朱印高を決定したのである。

また、この検地帳の表紙には「下総国千葉郡森村之内大巖寺領」との記載があるが、そこに登場する字名は御鶯下・大巖寺下・大巖寺たい・大巖寺東たい・本門前・本門北・大巖寺門前等で、これらはすべて「森村之内」すなわち江戸時代の「生実郷」の範囲に限定されている（平野明夫「徳川家康の関東入国と長林寺」）。先に紹介した天正18年の大巖寺領目録（写真12）では、大巖寺の寺領は周辺地域に散在していたが、ここで大巖寺領が「生実郷」に限定されていることをみると、この天正19年の検地によって新たに一円的な大巖寺領が設定されたことになり、その地域が江戸時代を通して「生実郷」と呼ばれるようになるのである。



写真26 天正19年（1591）「大巖寺領水帳」（大巖寺所蔵）

このようにして誕生した大巖寺領=生実郷（大巖寺村とも呼ばれた）には、寺領を耕作する人々が生活していた。彼らは門前百姓として大巖寺の周辺の、おもに上門前・中門前・下門前と呼ばれた地域に屋敷を構え、領主である大巖寺に対して年貢として生産物を上納したり、いろいろな作業のための人足動員に応じる等、さまざまな負担を負っていた。資料で確認される生実郷の家数は、安永8年（1779）では「式十軒余」であった。

大巖寺には、江戸時代に戸籍の役割も果たしていた「宗門改帳」（写真27）が残されている。この「宗門改帳」では本来の目的であるキリスト教（切支丹宗門）の禁止を遵守する旨の証文が最初にあり、それに続いて百姓1軒ごとにそれぞれの家族・人名・年齢・続柄が記載され、最後に檀那寺である大巖寺がそれらの記載に誤りがないことを証明する判を捺すという形をとっている。なお、この資料を見ると、大巖寺の檀家は生実郷だけでなく、近隣の仁戸名村等にも広がっていたことがわかる。

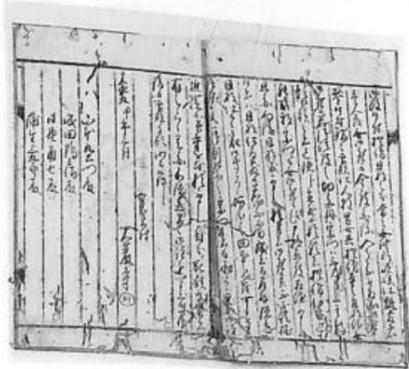


写真27 文化9年（1812）「龍澤山檀方宗門改帳」（大巖寺所蔵）

永禄12年（1569）5月、原胤栄は大巖寺に対して5ヶ条からなる「禁札」を出した。それは、①諸国の武士は貴賤を論ぜず門前で下馬すること。②寺内と門前において諸役の負担を一切負わさないこと。③喧嘩・口論を禁止すること。④博打を禁止すること。⑤殺生を禁止することで、31年後の天正18年には今度は徳川家康がやはり5ヶ条の「禁制」を大巖寺に宛てて出した。ここでは①濫妨狼藉を働くこと、②放火をすること、③殺生をすること、④寺僧や門前の者に理不尽なことを要求すること、⑤木を伐採すること、を禁止している。

これらの内容には、寺社が神聖で特殊な場所だという意味が含まれているが、それだけではなく、原胤栄や徳川家康といった時の権力者から「禁制」を与えられた寺社が、その恩恵によって他の勢力から守られる存在となったという意味が含まれていた。とくに徳川家康の「禁制」は、その後江戸時代を通じて、いわば大巖寺の権威を保証し、証明するものとして、さまざまな場面で強調されたのである。

写真28は、元文5年（1740）に生実郷が幕府の「鷹場捉飼場」に指定されようとしたことに対し、生実郷の百姓たちがその免除を願ったものである。「鷹場」とは將軍や大名が鷹を使って狩猟をする場所のことで、「捉飼場」は鷹を訓練する場所を意味している。幕府は江戸周辺にこういった鷹場を設置し、通常の個別領主支配とは別に幕府による鷹場の一元的な支配を行い、鷹場地域の百姓はさまざまな規制を強いられ、その負担に苦慮していた。

生実郷の百姓たちは、この資料で大巖寺門前は家康の「禁制」にあるように「殺生禁断」の場所ということでこれまで鷹場の負担からは除外されてきており、この間何度か鷹場に組み入れられそうになった時にも、その由緒を願い出て許されているので、今回もぜひ免除してほしいとしている。



写真28 元文5年（1740）「鷹場捉飼場組入御免願」（大巖寺所蔵）

大巖寺は、生実郷の領主として領民の統制を行っていた。写真29は宝暦10年(1760)に第27世岐誉が發布した「生実大巖寺定書」21ヶ条である。ここでは、大巖寺の住僧に対する礼儀の徹底(第1条)、門前の道筋の美観の維持(第2条)、堆肥を作る場所や後始末に関する指示・警告(第3・4条)、土取り場の規制(第5条)、寺の外山・内山への入山規制や竹木伐採の禁止(第6・7条)、卒塔婆に関する悪習の禁止(第8条)、定例の神事・仏事以外での人集めの禁止(第9条)、他村からの入籍者の身元確認とその記録(第10・11条)、賭け事の禁止(第12条)、用件のない他村者の宿泊の禁止(第13条)、領民の衣食・所持品を質素にすること(第14・15・16条)、年貢完納の優先(第17条)、礼式の際の席次の規定(第18条)、勤役の際の交通費の支給や食事の規制と放歌高吟の禁止(第19条)、掃除の規定(第20・21条)といった内容が盛り込まれている。

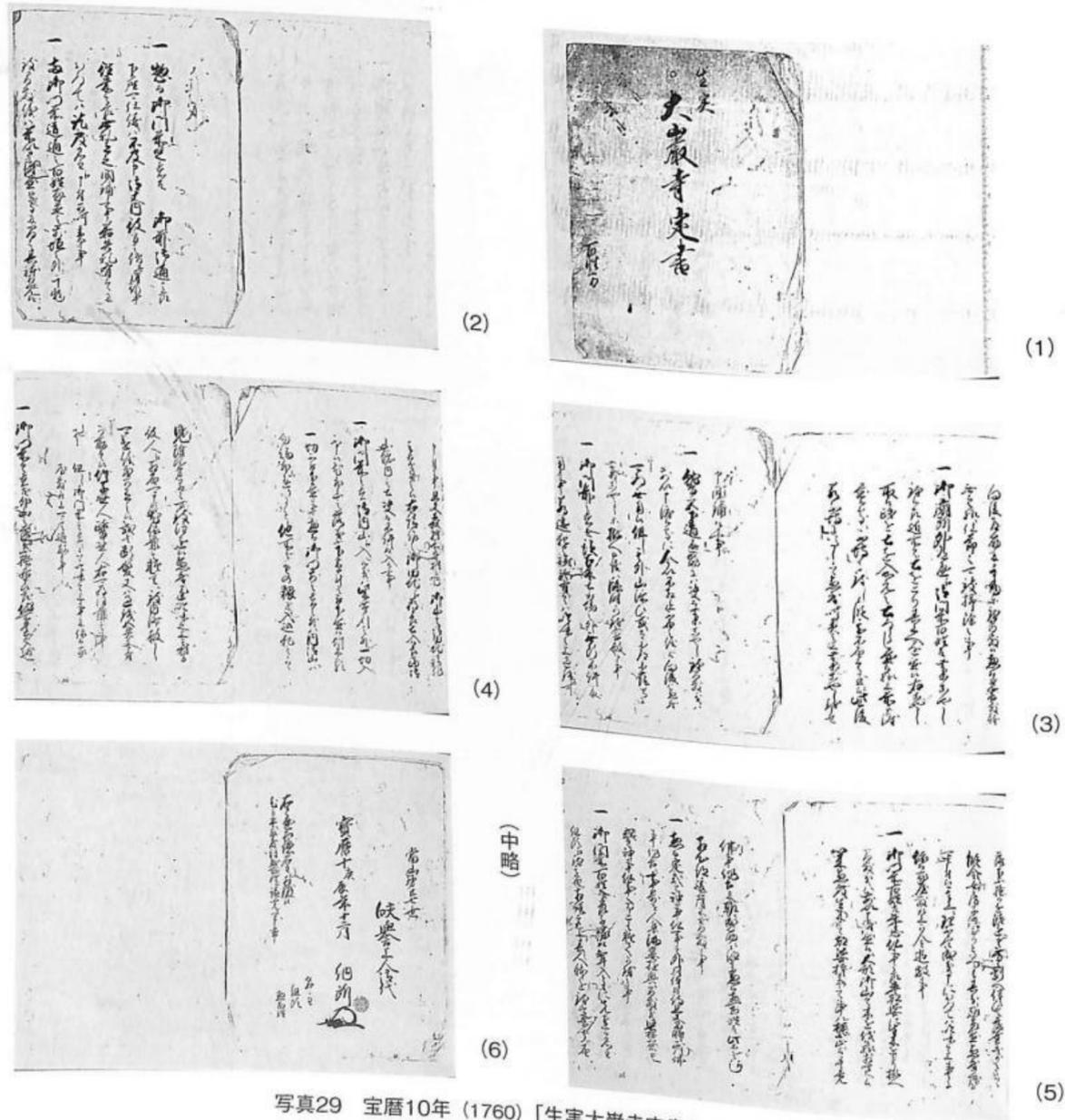


写真29 宝暦10年(1760)「生実大巖寺定書」(大巖寺所蔵)

また、生実郷に居住していた門前百姓は単に農業を生業としていた者ばかりではなかった。写真30によれば、生実郷には酒造を営む者がいたことが確認される。それは生実郷の名主七郎兵衛で、資料上は七郎兵衛が死亡していたため妻のときの名前が記されている。この資料は、天保4年以來の天保の飢饉の影響が続く天保9年(1838)、飯米を確保するために米を原料とする酒造を例年の3分の1に制限する法令を幕府が出したことを受けて、地域の酒造営業人を書き上げたものである。この資料によると七郎兵衛の「造米高」は70石で、この年はその3分1の23石3斗3升を造ることとしている。

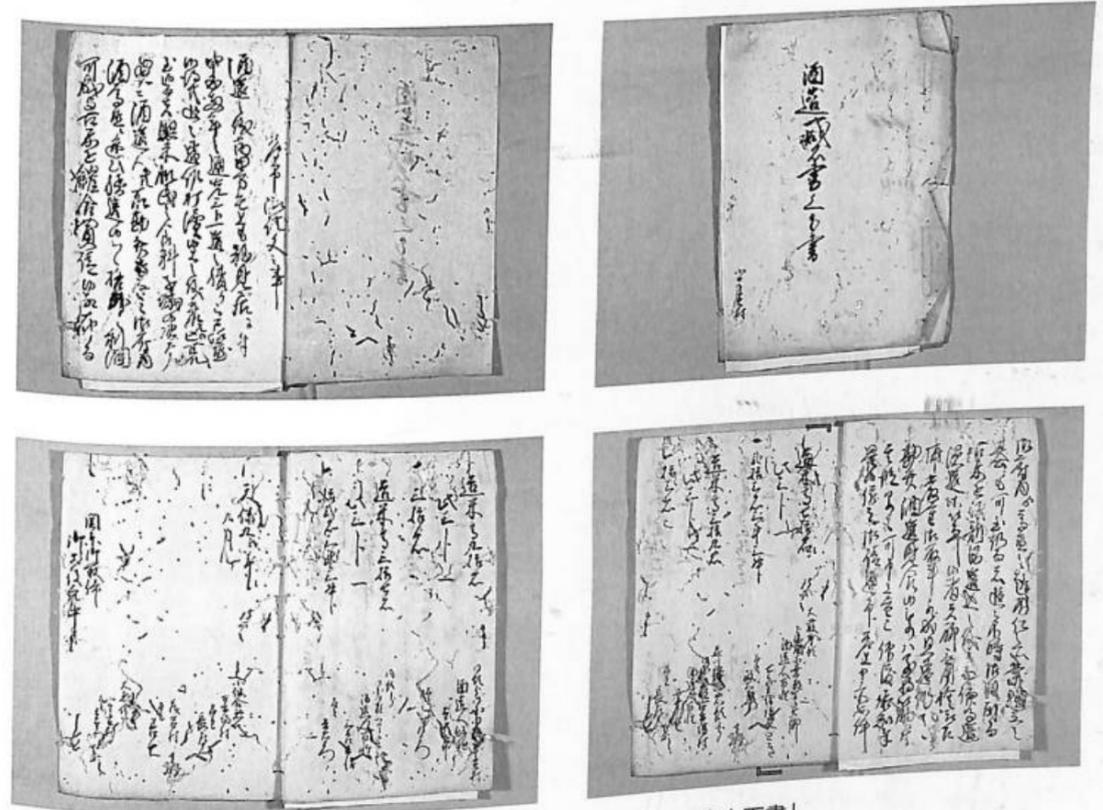


写真30 天保9年(1838)「酒造減書上下書」(千葉市中央区生実町関谷政幸家所蔵)



写真31 大巖寺三門

第5章 大巖寺と周辺の村むら

生実郷は大森村・赤井村・北生実村・今井村といった村むらに囲まれていたが、これらの村に住む人びともやはり大巖寺との関係の中で日常の生活を送っていた。

生実郷が「殺生禁断」の地であることは先に述べたが、写真32は文化12年(1815)北五井村(市原市)の百姓が大巖寺領内で鷺を捕えたため、「殺生禁断」を犯したとしてすぐに番人が彼らに縄を掛け、大巖寺の裏門の櫓の下に縛り付けた。そして生実郷の名主が吟味が済むまで身柄を拘束することを北五井村に伝えると、北五井村の村役人は生実郷に急行して大巖寺側と折衝し、幕府に訴えることについてはこれを取りやめ、「寺法」にのっとって「断髪」の上「過料」(罰金)を科すこととしたが、結局「断髪」は免除し、罰金として7貫文を支払うことで決着した。

当時大巖寺境内には、「殺生禁断」のために多くの鳥類が棲んでおり、このような「鷺盗人」が発生したのである。

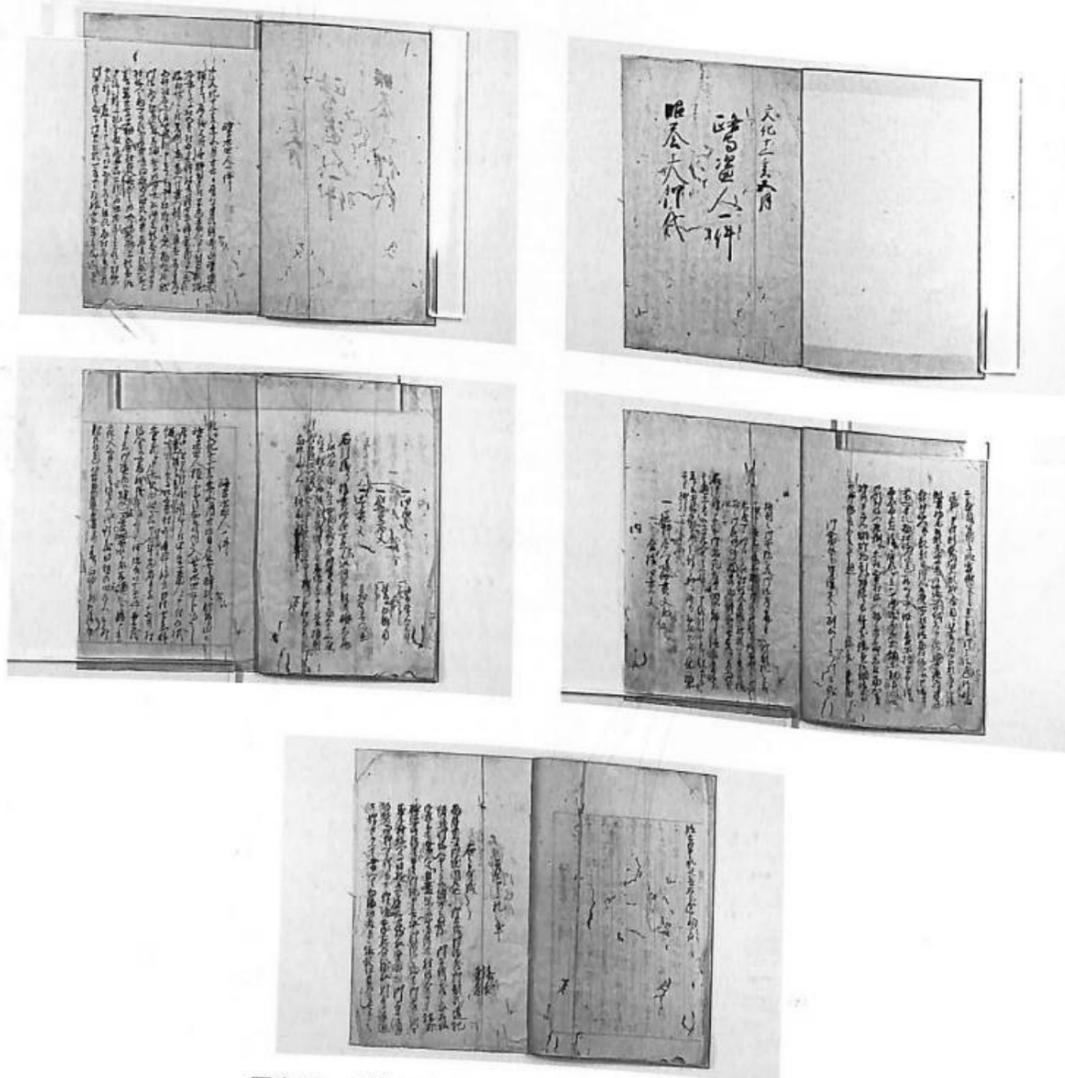


写真32 文化12年(1815)「鷺盗人一件」(大巖寺所蔵)

写真33では、嘉永5年(1852)大森村の百姓吉太郎が生実郷の名主で酒造を営んでいる七郎兵衛宅に奉公人として住み込んでいたところ、高根村の百姓新吉との間の金談がこじれて口論となり、新吉が脇差(小刀)で吉太郎に傷を負わせたため、取り押さえて幕府の奉行所に訴え出た。これに対して被害者の出身村である大森村の名主らは、大森村の領主にこの旨を報告するよう吉太郎に迫ったが、吉太郎は自分は現在生実郷の七郎兵衛宅に住み込んでおり、大森村の領主や村役人には何の迷惑もかけていないとしてこれを拒否した。当時の手続きとしては、村の者が何か問題を起こした場合はすぐに領主に報告することが求められていたため、これに従わない吉太郎の振る舞いについて、大森村の村役人が領主に対して一筆入れているというものである。

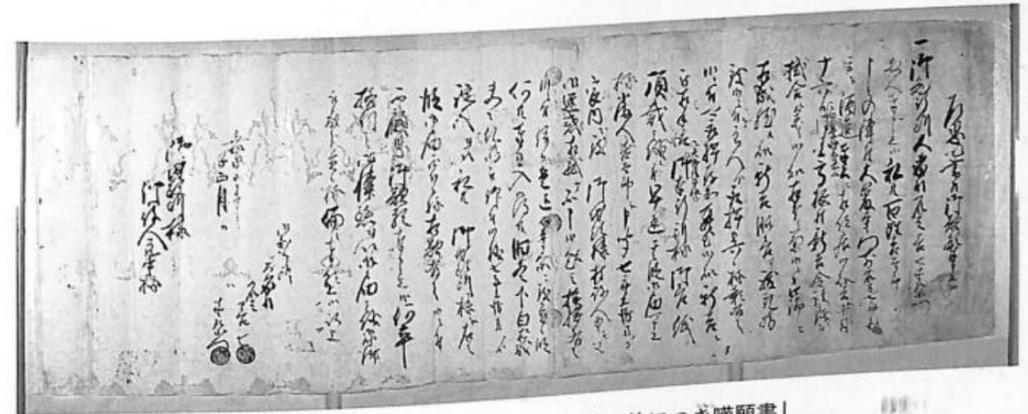


写真33 嘉永5年(1852)「傷害一件につき嘆願書」
(千葉市中央区大森町高橋正芳家所蔵・千葉市立郷土博物館寄託)

また写真34は、大巖寺の祠堂金の返済をめぐって野田村や五井村の3名を、文化5年(1808)に大巖寺の役僧興雲が寺社奉行所に訴えた件に関する資料である。これに対して寺社奉行所は双方を呼び出して吟味を行うが、訴えられた3名のうち五井村の者とは内済が整い、野田村の者についても滞納金25両とその利息4両2分2朱と銀3匁7分5厘のうち金10両を返済、残金15両は文化6年も滞納金25両とその利息4両2分2朱と銀3匁7分5厘のうち金10両を返済、残金15両は文化6年から4ヶ年賦で返済し、利息は帳消しとすることで決着して寺社奉行所に報告している。また、写真35は野田村の者が大巖寺の興雲に対して提出した金子返済の証文である。

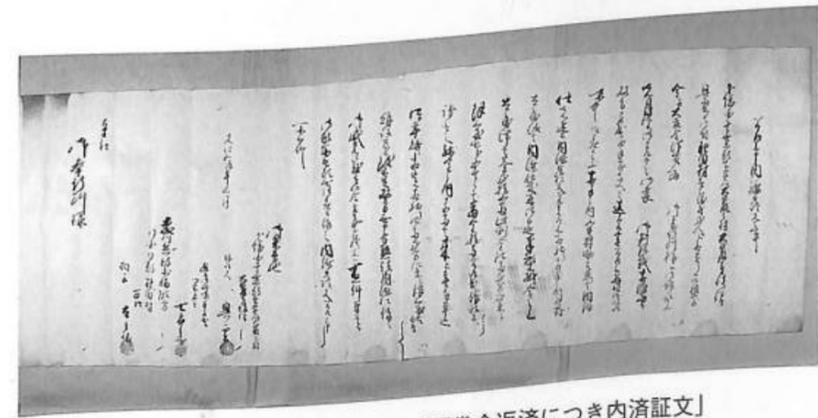


写真34 文化5年(1808)「祠堂金返済につき内済証文」
(千葉市緑区誉田町今井和泉家所蔵・千葉市立郷土博物館寄託)

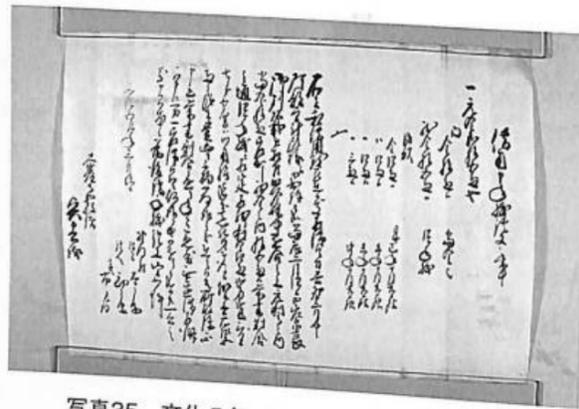


写真35 文化5年(1808)「祠堂金返済証文」
(千葉市緑区誉田町今井和泉家所蔵・千葉市立郷土博物館寄託)

大巖寺の祠堂金に関する資料をもう一つ紹介すると、写真36は安政3年(1856)4月に生実村の者が大巖寺の横須賀地藏堂の祠堂金を借用したという資料である。金額は20両で、返済期限は年内の12月20日、利息は1ヶ月25両につき1分(年利12%)で、念のため土地を担保としている。



写真36 安政3年(1856)「祠堂金借用証文」
(千葉市中央区生実町関谷政幸家所蔵)

写真37の資料は大巖寺を舞台とした騒動について、大巖寺が寺社奉行所に訴えたもので、その内容は次の通りである。文政3年(1820)7月22日の午後2時ごろ、理由は不明だが赤井村の者たちが大巖寺の門前にやって来て「狼藉」を働いた。生実郷の人々はこれを穩便に執り成したが、午後5時ごろ50人程の者が生実郷の門前百姓の家に押し込み、鳶口や竹鎗、刃物で家の壁や建具を壊し始めた。さらに大巖寺の裏門前に立ててあった下馬札を引き抜き、境内に乱入しようとする勢いであった。生実郷の者たちはこれを阻止しようとしたがかなわず、大巖寺の使僧を生実藩の陣屋に遣わして警護の人足を要請し、藩の足軽たちを翌朝6時ごろまで本堂前に詰めさせた。赤井村の者たちを押し留めようとした際に、多くの者が負傷したが、とくに生実郷の3人は生死にかかわるような深手を負ってしまった。また、赤井村の側でも「同士討」であったのか7人が負傷して大巖寺門前に残っていたので、傷の手当てを施した。朱印地である大巖寺の領地に押し入り理不尽な「狼藉」を働いた上、下馬札を壊すといった行為は「重々不届」であるので、赤井村の村役人や百姓たちを取り調べていただきたい。

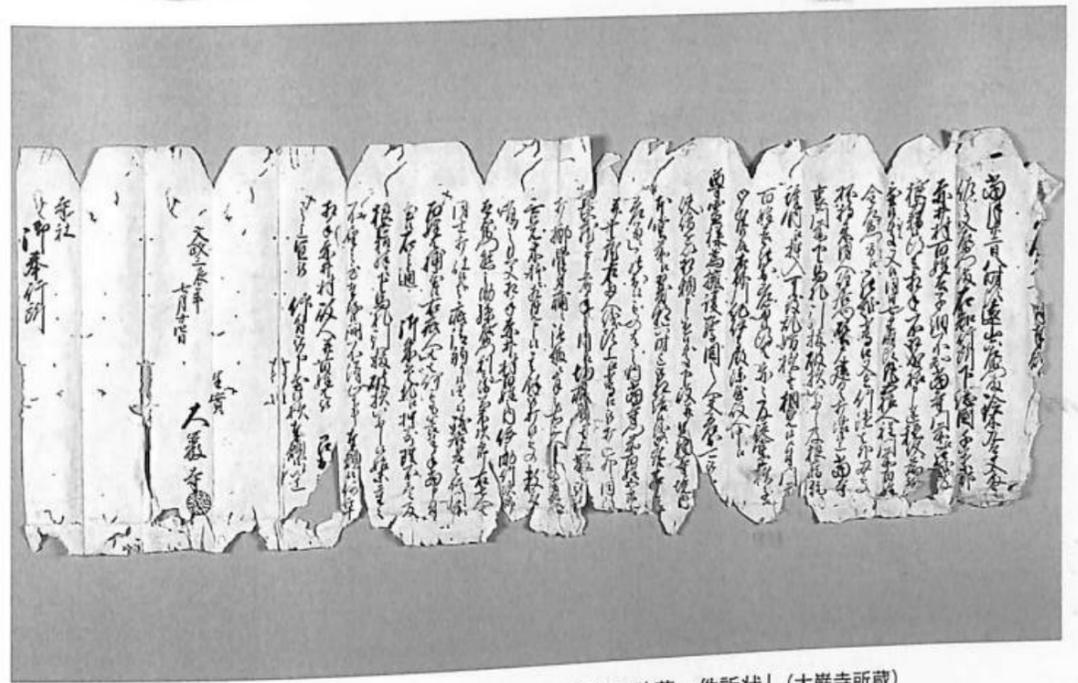


写真37 文政3年(1820)「大巖寺門前乱入狼藉一件訴状」(大巖寺所蔵)



写真38 大巖寺扁額(桃園天皇勅額)

第6章 描かれた大巖寺と生実郷

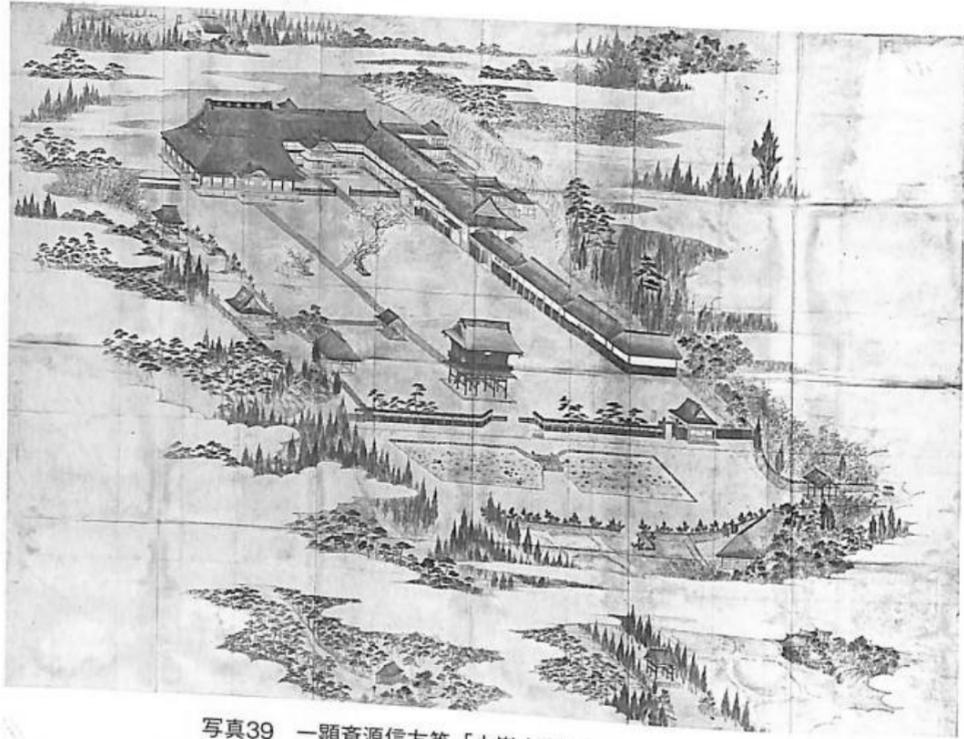


写真39 一頭斎源信友筆「大巖寺境内図」(大巖寺所蔵)



写真40 明治2年(1869)「龍澤山総絵図」(大巖寺所蔵)

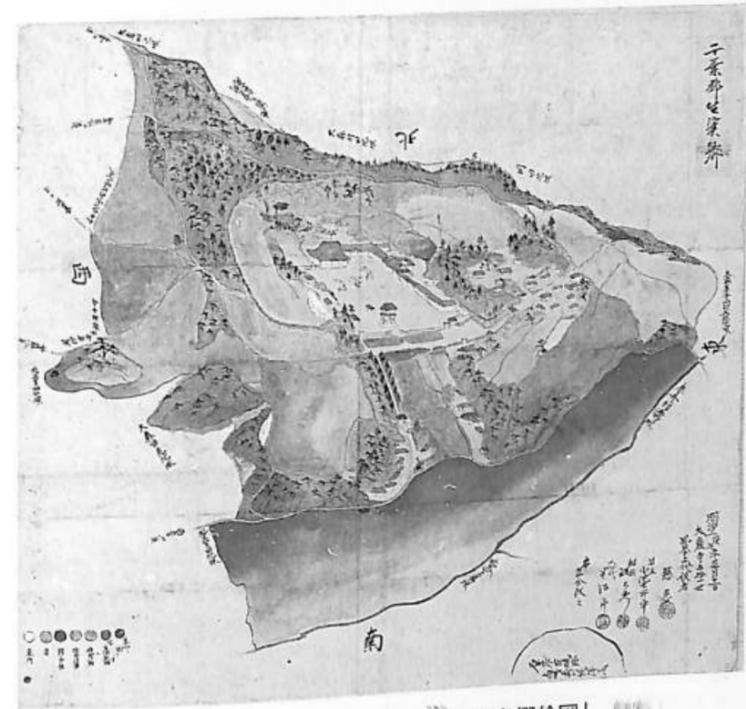


写真41 明治3年(1870)「生実郷絵図」
(千葉市中央区浜野町尖倉輝吉家所蔵・千葉市立郷土博物館寄託)



写真42 宝暦8年(1758)「生実郷絵図」
(千葉市大巖寺町小池正史家所蔵)

参 考 文 献

- 長谷川良信『鶴の森龍潭山大巖寺』(1966年5月, 大巖寺文化苑)
長谷川匡俊『大巖寺史話』(2001年8月, 大巖寺文化苑出版部)
長谷川匡俊編『大巖寺文書』第1巻(1972年3月, 大巖寺文化苑出版部)
長谷川匡俊編『大巖寺文書』第2巻(1969年4月, 大巖寺文化苑出版部)
長谷川匡俊編『大巖寺文書』第3巻(1971年10月, 大巖寺文化苑出版部)
長谷川匡俊編『大巖寺文書』第4巻(1971年4月, 大巖寺文化苑出版部)
長谷川匡俊編『大巖寺文書』第5巻(1972年11月, 大巖寺文化苑出版部)
長谷川匡俊『大巖寺所蔵古文書目録』(1968年8月, 大巖寺文化苑)
『千葉市史』第2巻 近世近代(1974年3月, 千葉市史編纂委員会)
『千葉市史』史料編2 近世(1977年3月, 千葉市史編纂委員会)
『千葉市史』史料編3 近世(1980年7月, 千葉市史編纂委員会)
『千葉市史』史料編4 近世(1983年3月, 千葉市史編纂委員会)
『千葉市史』史料編7 近世(1989年3月, 千葉市史編纂委員会)
『絵にみる図でよむ千葉市図誌』上巻(1993年3月, 千葉市史編纂委員会)
中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』上巻(1980年3月, 日本学術振興会)
中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』中巻(1980年3月, 日本学術振興会)
徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』(1983年6月, 財団法人徳川黎明会)
徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』第二輯(2006年11月, 財団法人徳川黎明会)
平野明夫『徳川家康の関東入国と長林寺』(石井進監修 大三輪龍彦・関幸彦編『下野山川長林寺乃研究』所収, 2006年2月, 新人物往来社)

協 力 者

- 龍澤山玄忠院大巖寺
千葉市立郷土博物館
今井和泉氏(千葉市緑区菅田町)
小池正史氏(千葉市中央区大巖寺町)
宍倉輝吉氏(千葉市中央区浜野町)
関谷政幸氏(千葉市中央区生実町)
高橋正芳氏(千葉市中央区大森町)
平野明夫氏(千葉県柏市)

※図録の編集・執筆は淑徳大学アーカイブズ主任専門員桜井昭男が担当した。

(平成25年度 淑徳大学アーカイブズ特別展 図録)
大巖寺と生実郷

発行 平成25年(2013)11月3日
編集 淑徳大学アーカイブズ
発行人 長谷川 匡 俊
発行所 淑徳大学アーカイブズ
千葉市中央区大巖寺町200
TEL 043-265-7526
E-mail archives@soc.shukutoku.ac.jp
印刷 株式会社 正文社

ISBN 978-4-906818-04-4

The logo for SHUKUTOKU features a stylized blue symbol on the left, composed of three curved, overlapping lines that resemble a flame or a stylized letter 'S'. To the right of this symbol, the word "SHUKUTOKU" is written in a clean, blue, sans-serif font.

SHUKUTOKU